

交通道德の涵養實踐なくば、百年河清を待つに等しい。敢て交通道德と云はぬ、廣く善良なる市民として、都市生活に參與する一員たるの心持に間然する所なかつたならば、道路は自ら清潔を保ち、亂雑に陥る事なく、路面の交通も圓融無碍なるを得やう。道路改良問題の要諦として、市民道德の宜揚を待望する所以である。

## 道路を愛護せよ

神奈川縣知事 山 縣 治 郎

道路法の實施が我國道路行政上一大革新を齎したるものであり、道路を分類して夫々の管理者を定め、進んで國道を始め、幾多道路の改良が全國的に行はれ來つた事は、過去十年の實績としては甚大なる成果を收めたもので、邦家の爲洵に慶賀に堪えぬ處である。

翻て思ふに、道路の法制定まり、道路に關する管理者の責任と權限とが明瞭となるにつけ、道路は管理者の道路なりとして、放任して顧ず我國古來の美風たる道路愛護の觀念が漸く頽廢せんとするの傾向ある事を遺憾とするものである。

抑々道路に因り日常最も多く恩惠を受くるは沿道の居住者なる以上、社會奉仕の精神より言ふも

道路を愛護すべきは沿道居住者の義務と申すも過言ではない、之を全町村に就て言へば全町村民の義務であり、府縣國家について言へば府縣國民の義務であらねばならぬ。

然るに管理者として道路法運用の局に當るものゝ内にも往々にして道路は管理者のみの周知すべきものにして苟も容喙すべからざるものなりとの如き態度に出て適々路面の清掃、小修繕或は溜水の排除等に至るまで全く奉仕的觀念に出でたる美舉を捉へ來つて直に許可事項なりとして敢て難詰せんとするが如き事例を見るは遺憾千萬である。

吏僚の精神已に斯の如きを以て庶民の觀念は日に月に道路の愛護を離れて遂には厄介物視せんとするに至るのである、道路法の精神夫れ果して斯の如きかと言はざるを得ぬ。

年々國家公共團體の支辨し來れる道路維持費の如きは甚尠からざる額に上ると雖も然も極めて消極の保存を爲し得るに止り到底急激なる交通機關の發達と増加とには追及すべくも無い、是れを匡救するの方途は恐らく沿道居住民の公共心に訴へて愛護の奉仕を受くるに非れば能はないのであるにも拘らず予は道路法を通觀して聊か物足りなさを感ずる點は法に於ては少くとも管理者に非るものゝ行爲を制限し或は禁止して居り是を運用する吏僚は偏に法の末節に拘泥して過誤無からん事を勉むる結果遂には我國古來の美風をして頽廢せしむるに至らんとする事である。

予は如上の見地に基き道路愛護の精神を鼓吹すべき事を企畫し、已に前任地たる廣島、兵庫等に於て道路愛護獎勵費を計上し道路共進會を起し、個人たると公共團體たるとを問はず社會奉仕の觀念より道路を愛護せしめ其の成績優良なるものは即ち表彰して相當の効果を收め來つた次第であつ

て神奈川縣に於ても亦來年度より之が實施を計畫して居るのである。

予は茲に單なる理想を説くものではない、現に廣島縣に於ても亦兵庫縣に於ても予が植付けた道路愛護の成果は立派に結ばれて居るのであつて試に兵庫縣の實績に徴するに左表の如きものである。

第一表 兵庫縣道路共進會參加團體狀況調

年 度 別	參 加 團 體 數	
	町村單位のもの	大字單位のもの
大正十五年	二八九	一、〇六二
昭和元年	三六〇	三一七
三年度	三七九	一五六
四年度	三七六	一二七
		計
		一、三五一
		六七七
		五三五
		五〇三

第二表 參加團體作業狀況調

年 度 別	出 役 延 人 員	出 役 延 時 間	一日労働時間八時間トシテノ換算日數
大正十五年	四二七、七九五	二、三一七、三〇一	二八九、六六二
昭和元年	六〇九、三二八	二、九九五、一〇七	三七四、三八八
三年度	七〇四、八五七	三、〇六九、五二四	三八三、一九〇

第三表 道路共進會授賞狀況

年 度 別	一 等 賞	二 等 賞	三 等 賞	四 等 賞	五 等 賞	計	步 合
大正十五年 昭和元年 二 年 度	一 八	三 七	六 三	九 三	一 六 二	三 七 二	〇・二八
三 等 度	二 〇	三 六	七 二	七 四	一 〇 四	三 〇 六	〇・四五
	二 一	三 三	八 〇	七 九	九 五	三 〇 八	〇・五八

第一表中町村單位の參加團體は年々漸次増加し來れるに比し大字單位の漸減を見るは授賞其他の便宜の爲にも町村單位の加入を獎勵したる結果にして第二表に明なる如く年と共に出役人員も亦出役時間も増加し來りて如何に道路愛護の感念が徹底し來れるかを示すと共に延七十萬四千餘人の活動となり又延三百萬時間以上の奉仕を見るに至れるは數字的に効果の大なるを知るのみならず奉仕者の心に宿れる公共心の發露に至りては國民精神の鼓舞振作の上に如何に大なる効果を齎し來れるか想像に餘りありと言ひ得可きであると思ふ。

近時口に社會奉仕を唱ふる者多きも手を動かし足を擧げて奉仕の實行を爲すもの少きは嘆ずべき事なり、道路は都鄙至る處に存在す、故に道路愛護の作業は獨り道路の維持保存上經濟的價値の甚大なるのみならず青年團等に採りても社會奉仕の實踐躬行の手段として最も有効適切のものなることは予の信じて疑はざる處なり、予は切に識者の一考を煩はし此の方法が全國に普及せむことを希ふて止まざるものなり。

道路法實施後十年を迎ふるに當り敢て所懐の一端を敘して識者の參考に資する次第である。

## 道路運送の職能と道路法制

慶應義塾  
大學教授

增井幸雄

道路運送に對し、特に其の發達助成の方面に關して近世以後の諸政府の採り來つた政策を見るに、其の間に幾多の變遷の跡が認められる。即ち外國の事例は措くとして、徳川時代以來の本邦のみを見て、徳川時代には道路交通政策は諸般の政策の中でも最も重きを置かれたものの一つであつて、之に對しては多大の配慮が行はれた。次いで明治時代に入つてからは、始めの間こそ之に可なりの注意が拂はれたが、躰て程なく新規に誘入れたる鐵道に重きが置かれた結果として、道路交通に對する配慮は第二義に置かれ、動もすれば閑却され勝ちとなるを免れなかつた。然るに、二十世紀に入つて以來特に歐洲戰亂の當時以後に至つて自動車の發達見るべきものあるに及んで、再び道路運送の方面に多大の注意が拂はれることにより、茲に道路は鐵道と相並んで政府當路者に重んぜられることになつたのである。